

令和 6 年 12 月 10 日
海 事 局**「海上運送法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」及び
「海上運送法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理等
に関する政令」を閣議決定**

令和 5 年 5 月 12 日に公布された海上運送法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 24 号）の一部の施行期日を定める政令及び当該施行に伴う関係政令の規定の整理等を行う政令が、本日、閣議決定されました。

1. 背 景

旅客船の総合的な安全・安心対策を講ずることにより海上旅客運送の安全を図ること等を目的とした海上運送法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が令和 5 年 5 月 12 日に公布されました。今般、改正法の一部の施行期日を定めるとともに、当該施行に伴う関係政令の規定の整理等を行うための政令を制定することとします。

2. 概 要**（１）海上運送法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令**

以下の事項に係る改正法の施行期日を、令和 7 年 4 月 1 日とする。

・届出制としていた人の運送をする船舶運航事業への登録制の導入

（２）海上運送法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理等に関する政令

（１）の施行に伴い、関係政令の規定の整理等を行う。

3. スケジュール

公布：令和 6 年 12 月 13 日（金）

施行：令和 7 年 4 月 1 日（火）

【問い合わせ先】

海事局内航課 角野、谷辻、吉元

TEL：03-5253-8111（内線 43-402、43-422、43-414）、03-5253-8622（直通）

海事局外航課 千葉、山内

TEL：03-5253-8111（内線 43-302、43-332）、03-5253-8619（直通）

